保護者の皆さまへ

県立霧が丘高等学校長

学校感染症における出席停止の取り扱いについて

次の感染症と診断された場合には、流行拡大防止の観点から、学校は出席停止となります（学校保健安全法第 19 条)。医師から診断を受けましたら、学校へご連絡いただくとともに、下表の基準をご参考の上、医師の指示により十分療養されますようお願い申し上げます。なお、回復されました折には、お手数ですが別紙報告書にご記入の上、担任までご提出ください。(医師による診断書等の添付は不要です。)

学校感染症と出席停止の期間の基準（学校保健安全法施行規則第 18・19 条　令和 5 年 5 月 8 日一部改正）

<table>
<tr><th>分類</th><th colspan="2">病名</th><th>出席停止の期間の基準（目安）</th></tr>
<tr><td>第一種</td><td colspan="2">感染症予防法に規定される 1 類・2 類感染症（結核を除く）</td><td>治癒するまで</td></tr>
<tr><td rowspan="10">第二種

飛沫感染をする感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの</td><td colspan="2">インフルエンザ</td><td>発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで</td></tr>
<tr><td colspan="2">百日咳</td><td>特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌性物質による治療が終了するまで</td></tr>
<tr><td colspan="2">麻しん【はしか】</td><td>解熱した後 3 日を経過するまで</td></tr>
<tr><td colspan="2">流行性耳下腺炎
【おたふくかぜ】</td><td>耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで</td></tr>
<tr><td colspan="2">風しん</td><td>紅斑性の発疹が消失するまで</td></tr>
<tr><td colspan="2">水痘【水ぼうそう】</td><td>すべての発疹がかさぶたになるまで</td></tr>
<tr><td colspan="2">咽頭結膜熱【プール熱】</td><td>主要症状が消退した後 2 日を経過するまで</td></tr>
<tr><td colspan="2">結核</td><td rowspan="2">病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで</td></tr>
<tr><td colspan="2">髄膜炎菌性髄膜炎</td></tr>
<tr><td colspan="2">新型コロナウイルス感染症　※</td><td>発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで</td></tr>
<tr><td rowspan="4">第三種
学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの</td><td colspan="2">急性出血性結膜炎、コレラ、腸チフス、腸管出血性大腸菌感染症、細菌性赤痢、流行性角結膜炎、パラチフス</td><td>病状により、医師において感染の恐れがないと認めるまで
（腸チフス・パラチフス：排泄習慣が確立している場合出席停止の必要なし）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他の感染症</td><td>感染性胃腸炎、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症</td><td>条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症</td></tr>
<tr><td>アタマジラミ、伝染性軟属腫（水いぼ）、伝染性膿痂疹（とびひ）</td><td>通常は出席停止の措置は必要はないと考えられる感染症</td></tr>
</table>

※病原体がβコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る。